

(3) 休業補償

○休業補償の取扱いについて

〔平成3年2月20日地基企第6号
各支部長あて 理事長〕

第1次改正 平成4年5月1日地基企第18号

第2次改正 平成16年3月31日地基企第28号

第3次改正 平成16年4月30日地基企第52号

第4次改正 平成16年10月28日地基企第83号

第5次改正 平成21年6月25日地基企第39号

標記について、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成2年法律第47号）、同法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第273号）、同法施行規則の一部を改正する省令（平成2年自治省令第27号）、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（平成3年地基規程第1号）の施行に伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないよう願います。

なお、「地方公務員災害補償法施行規則第26条の2並びに地方公務員災害補償基金業務規程第28条第1項及び第3項に規定する「職員の受ける給与の額」の取扱いについて（昭和48年10月31日地基補第482号）」及び「離職後における休業補償の取扱いについて（昭和49年12月25日地基企第33号）」は廃止します。

記

1 「1年6月」の取扱いについて

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第13項に規定する「療養の開始後1年6月を経過した日以後の日」とは、当該休業補償に係る傷病について、初めて療養を受けた日から起算して暦年で1年6月の起算日に応答する日以後の日をいうものであること。

なお、傷病が再発した場合における取扱いについては、再発した傷病の原因となった傷病に係る療養期間を通算するものであること。

2 「職員の受ける給与の額」の取扱いについて

(1) 地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）第26条の2に規定する「職員の受ける給与の額」（以下「給与日額」という。）は、法第2条第5項に規定する種類の給与について、所定の勤務時間の全部について勤務することができない場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げる額に(ウ)及び(オ)に掲げる額を加えた額、所定の勤務時間の一部について勤務することができない場合は、次の(ア)（ただし書に係る部分を除く。）又は(イ)に掲げる額に(ウ)から(オ)に掲

げる額を加えた額から、その勤務することができないことにより現実にその日に減額されることとなる給与の額を控除した額をいうものであること。

なお、この場合において、(ア)から(オ)までに掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、給与の種類ごとに、これを切り捨てるものであること。(第3次改正・一部)

(ア) 給料等、その額が月額で定められている給与は、その月額を30で除して得た額。ただし、療養のため勤務することができず、給与が減額されている間のものについては、当該減額後の給与の月額を30で除して得た額。

(イ) 給与で、その額が日額で定められているものは、その日額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た額を30で除して得た額

イ 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(以下「地方公共団体等」という。) 21(第2次改正・一部)

ロ 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23(第2次改正・一部)

ハ イ及びロ以外の地方公共団体等 25(第1次改正・一部、第2次改正・一部)

(ウ) 休業補償の支給事由が生じた日の属する月が、施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を30で除して得た額(第3次改正・追加)

(エ) 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当等実際に勤務したことに対応して支給される給与(月額で定められているものを除く。)は、当該給与の支給日において現実に支給された額にかかわらず、その勤務に対応して、その勤務した日に支給されるべきこととなる額(第3次改正・旧ウ繰下)

(オ) 寒冷地手当又はこれに相当する給与は、その手当の支給地域に在勤する場合であって、休業補償の支給事由が生じた日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けた手当のうち、同日以前における直近の支給日に支給を受けた手当の額に5を乗じて得た額を365で除して得た額(第2次改正・一部、第3次改正・旧エ繰下、第4次改正・一部)

(2) 上記(1)により給与日額を計算することができない場合又は上記(1)により計算した給与日額が著しく公正を欠く場合は、理事長に協議するものとする。

3 離職後における休業補償の支給について

離職後において療養のため勤務することができず、時間単位で休業補償を支給すべき場合における休業補償の金額は、平均給与額の100分の60に相当する額を7.

7.5で除して得た額に当該時間数（1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨て、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とする。）を乗じて得た金額とするものであること。（第5次改正・一部）

4 休業補償の端数処理について

休業補償の額の計算に当たっては、療養のため勤務することができない日ごとに端数処理を行うものであること。